
*
* 令和 7 年度 第 6 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年9月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和7年9月10日 午後 1時28分 開会
3. 令和7年9月10日 午後 2時20分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	欠	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	欠	1 3	惣 田 敏 郎	出	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	出	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長 書記	中藤宏和 藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第25号	農地法第3条の規定による許可申請について		4件	許可
	第26号	農地法第5条の規定による許可申請について		2件	許可
	第27号	農用地利用集積等促進計画の決定について		1件	決定
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			4番	前崎輝之	
			5番	渡邊佳明	
9	議事の内容				
	令和7年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和7年9月10日(水) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員17名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和7年度第6回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。4番前崎委員と5番渡邊委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。35番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号35番朗読説明 －</p> <p>35番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権の持分を取得する案件です。申請農地は、畑1筆181㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は9,922㎡、家族5人中耕作人は2人、対価は10アール当り5万5千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については9月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地は防草シートを張っていて、すぐにできる状態でした。また、譲受人は他にも農地を持たれています。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。35番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、35番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、36番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号36番朗読説明 －</p> <p>36番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、3筆3,681㎡です。畑については、1筆253㎡で、合計4筆で3,934㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り2万5千円です。この案件につきましても、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離の計算は、備考欄に示しております住所から算出しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については8月29日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地は管理されているようで、草はそこまで生えていませんでした。譲受人の方が引き続き耕作されると思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。36番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>議 長</p> <p>三村委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>

<p>議 長</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、36番については許可とすることに決定しました。 次に、37番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号37番朗読説明 －</p> <p>37番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆で1,979㎡です。譲受人の通作距離は、81km以内、耕作従事者は全7名、対価は10アール当り15万2千円です。この案件につきましては、営農型太陽光発電施設設置に係るものであり、先に3条所有権移転許可を行い、所有権移転登記が出来次第、次の農地法第3条の区分地上権の設定許可、農地法第5条の営農型太陽光発電施設設置のための一時転用許可の申請が出るものでございます。この申請に関しては、農地取得ができる法人である農地保有適格法人であることを青梅市に提出されている定期報告書の写しで確認しております。農地の耕作状況についても、現在許可を出している農地については、5月総会で報告させていただいたとおり耕作が適切に行われていることを確認しております。また、通作距離については、今回新たに岡山県内に拠点が設けられた関係で、備考欄に記載している事業所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については8月28日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 佐々木委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 田んぼは綺麗に管理されていました。隣接農地の方も知っている様子で、水路についても大丈夫だと話されていました。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。37番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、37番については許可とすることに決定しました。 次に、38番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第25号38番朗読説明 －</p> <p>38番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆298㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は3,667㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当り33万6千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については8月29日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 河原委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地確認したところ、ちょうど譲受人の方が草刈りされており、すぐに耕作できる状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。38番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、38番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤局長	<p>次に、「議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので、12番及び13番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第26号12番及び13番朗読説明 －</p> <p>12番については、転用者が、設定人の申請農地に賃借権を設定し、仮設道路及び資材置場に一時転用しているものの期間を延長するものです。申請農地は、田1筆563㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの賃借料は年8万8千万円です。施設の概要としては、仮設道路235㎡、資材置場339㎡です。なお、備考欄に記載しておりますが、前回一時転用期間が令和7年2月20日から令和7年9月30日までとなっており、今回一時転用期間を令和7年10月1日から令和8年3月31日まで延長するものです。なお、現地は国土調査が終わっていない地域であり、測量が行われた結果、実測面積574㎡となっています。9ページをご覧ください。この案件につきましては、転用者が、高梁市から元高梁市児童館を土地建物ごと譲り受け、既存建物を取り壊し、児童福祉施設を新設する工事を計画する中で、今年2月に一時転用許可を取って工事に着手する予定でしたが、融資手続きに大幅な遅れが生じ、工事の着手が8月となったため、工期が大幅にずれ込んで令和8年3月31日までとなったことにより、一時転用期間の延長が申請されたものです。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、9月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、8ページから9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>13番については、転用者は同様で、設定人の申請農地に賃借権を設定し、仮設事務所、仮設休憩所、露天駐車場及び露天資材置場に一時転用するものです。申請農地は、田1筆11㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの賃借料は年7万1千万円です。施設の概要としては、仮設事務所12.42㎡、仮設休憩所12.42㎡、露天駐車場100㎡、資材置場513.90㎡、合計で638.74㎡です。なお、備考欄に記載しておりますが、一時転用期間は令和7年9月20日から令和8年3月31日までです。なお、現地は国土調査が終わっていない地域であり、測量が行われた結果、実測面積874.23㎡であり、今回転用する面積はその内638.74㎡となっています。この案件につきましては、さきほど説明しました児童福祉施設新設工事を施工するために必要となり、追加で一時転用許可が申請されたものです。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、9月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、10ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小野貫治委員 議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地を確認しましたが、近隣の農地には影響は出ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。12番及び13番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、12番及び13番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第27号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和7年10月9日、利用権の設定を受ける者は1名、利用権の設定をする者は1名、利用権の設定をする件数は1件、利用権設定面積は6,193㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長	<p>— 議案書にもとづいて、1番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 —</p> <p>それでは、1番について発言をお願いします。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番については決定しました。</p> <p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>— 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 —</p> <p>説明が終わりましたが、発言をお願いします。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第6回総会を閉会します。</p>

令和7年9月10日

会 長 土 岐 康 夫

4 番 前 崎 輝 之

5 番 渡 邊 佳 明